

資料提供

令和6年8月1日  
課名 建設産業課  
担当者名 田中  
電話 082-513-3821  
(内線3820)

## 指名除外報告書

措置要件	過失による粗雑業務	
措置対象者	商号・名称	明伸建設コンサルタント株式会社
	代表者氏名	大石 宏
	住所・所在地	広島県広島市西区観音本町1-6-1
	建設業許可番号	第80000225号
指名除外期間	令和6年8月1日 ～ (1か月間) 令和6年8月31日	
<b>【事実の概要】</b> 令和元年度に北部建設事務所が発注した「一般国道183号 道路改良事業に伴う設計業務委託(単独)」(三次市十日市西)において、歩道の構造設計をする際、計算ソフトの入力条件を誤り、鉄筋量が大幅に不足する設計成果品を納入したことが判明し、この成果品に基づき施工した歩道について、取り壊しと再構築が必要となった。		
<b>【措置理由】</b> 上記のとおり		
<b>【指名除外等措置適用条項】</b> 建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)別表第6号(1)		